

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則の一部を改正する細則

国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則（16 経教 細則第5号）の一部を次のとおり改正する。

現行	改正後
<p style="text-align: center;">国立大学法人東京農工大学国際交流委員会細則</p> <p style="text-align: center;">平成16年4月7日 16 経教 細則第5号</p> <p>第1条～第7条 省略</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 学生交流小委員会</p> <p>二 教育研究交流小委員会</p> <p>三 国際交流会館運営小委員会</p> <p>四 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略</p> <p>第9条～第12条 省略</p> <p>附 則 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略（現行どおり）</p> <p>（小委員会）</p> <p>第8条 委員会に、次の小委員会を置き、小委員会所掌事項の審議及び委員会審議事項の原案策定等を行うとともに、実施における調整及び総括を行う。</p> <p>一 学生交流小委員会</p> <p>二 国際交流推進センター（仮称）設置準備委員会</p> <p>三 その他委員会が必要と認める小委員会</p> <p>2 省略（現行どおり）</p> <p>3 小委員会の委員構成及び所掌事項は、別表のとおりとし、委員会がこれを定める。</p> <p>4 省略（現行どおり）</p> <p>第9条～第12条 省略（現行どおり）</p> <p>附 則 省略（現行どおり）</p>

別表		
小委員会 名称	委員構成	所掌事項
学生交流小委員会	省略	省略
教育研究交流小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第2号の委員 1人</li> <li>・同項第3号の委員</li> <li>・同項第4号の委員</li> <li>・同項第5号の委員</li> <li>・同項第6号の委員 1人</li> <li>・国際交流推進チームリーダー</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教員の海外派遣に関する事</li> <li>・外国人研究者等の受入れに関する事</li> <li>・研究の国際的な連携及び協力等に関する事</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>
国際交流会館運営小委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第2号の委員 1人</li> <li>・同項第3号の委員</li> <li>・同項第4号の委員</li> <li>・同項第5号の委員</li> <li>・同項第6号の委員 1人</li> <li>・国際交流推進チームリーダー(留学生担当)</li> <li>・その他小委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会館の管理運営に関する事</li> <li>・入居基準に関する事</li> <li>・留学生の入居選考に関する事</li> <li>・入居許可の取り消しに関する事</li> <li>・その他必要な事項</li> </ul>

別表		
小委員会 名称	委員構成	所掌事項
学生交流小委員会	省略(現行どおり)	省略(現行どおり)
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>
<u>削る</u>	<u>削る</u>	<u>削る</u>
<u>国際交流推進センター(仮称)設置準備委員会</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第3条第1項第1号の委員</li> <li>・同項第2号の委員 1人</li> <li>・同項第3号の委員 1人</li> <li>・同項第4号又は第5号の委員 1人</li> <li>・同項第6号の委員 1人</li> <li>・同項第7号の委員 1人</li> <li>・同項第8号の委員 1人</li> <li>・国際交流推進チームリーダー</li> <li>・国際交流推進チームリーダー(留学生担当)</li> <li>・その他準備委員会が必要と認めた者</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流推進センター(仮称)設置準備に関する事</li> </ul>

附 則(18 細則第9号)  
この細則は、平成18年4月1日から施行する。